

検討事項	第一回検討会（８／２）の意見概要	ガイドライン改訂案等（暫定的な案であり、今後、変更の可能性あり。）
【概念・基本的考え方】		
１ 災害時のペット飼養に係る自助、共助、公助の考え方 ✓ 災害時の対応は被災者自身が生き延びるための努力を行う「自助」が基本であるとされている。 ✓ このことはペットを飼養する飼い主にとっても同様であり、災害時のペットの保護対策は、飼い主の自己責任（自助）を基本とし、（地域や災害の規模態様などによっては、）住民同士の助け合いによる「共助」や行政による「公助」には限界があることを再認識すべき。 ✓ 自らペットを守ることへの飼い主の意識向上が、自身の災害への備えにつながり、自助を強く意識した対策を講じることで、個々の防災力が高まり、「ペットを守りたいから災害に強くなった」といえるようになることが理想である。	➤ <u>ペットと一緒にいることで自助を強く意識し、自身も含め災害に強くなる</u>という考え方に強く同意する。 ➤ <u>人に対しての自助は明確だが、ペットについては明確になっていない。</u>ペットに関する自助を具体的に示すことが対策につながると考える。 ➤ 動物の防災を考える時、<u>人の防災対策との連携</u>が必要になる。切り口としては、<u>人の防災をやった上でペットの防災</u>につなげていくことが重要なポイントだと考える。 ➤ 飼い主がペットの防災を考えることで、ペットだけでなく自身の備えも大切であるという考えにつながっていくことが望ましい。ペットに<u>関する自助とは何なのかを具体的に示し、前向きなメッセージ</u>となるようにしたい。	【総説 Ⅲ 基本的考え方（新設）に記載】 （１） 災害時の対応は飼い主による「自助」が基本 災害への対応については、「自助」、「共助」、「公助」があり、人間の防災対策の場合は、自助が基本であるとされている。実際に大規模な災害ともなれば、共助や公助に大きな役割を期待することは難しく、自分自身で自分の身を守る行動をとることが必要になる。 このことは、ペットの飼い主にとっても同じである。災害時に行われる行政による支援（公助）では、人間の救護が基本となることから、ペットに対する食料や水などの支援は当初は行われないことが多い。こうした場合にあって、ペットの安全と健康を守り、かつ、他者に迷惑をかけることなく、災害を乗り越えてペットを適正に飼養していく責務を飼い主は負っていることを意識し、普段から必要な備えを行い、適切に飼養する心構えを有しておく必要がある。 災害発生時に、飼い主がペットを守るための一歩は、同行避難の徹底である。より安全を確保できる場所への避難を行う際には、同行避難を行うことが重要である。（自治体によっては、在宅避難等も推奨しているところもあるので、あらかじめ、それぞれの自治体における避難のあり方を確認しておくことが必要。） 飼い主がペットの防災を考え、十分な備えをすることは、自分や家族の防災を考え、備えをすることにもつながるものと考えられる。飼い主がペットを自ら守ろうと考え、行動することで、自分自身の防災力の向上につながることが期待される。 【本編】飼い主の項にも関係記述を追加予定
２ 大規模災害時に行政機関がペット救護対策を実施することの意義や目的の再整理 ✓ 大規模災害時に行政機関が実施する対策は、被災者の救護の目的から実施するもの。被災したペットの救護対策も、一義的には、飼い主である被災者を救護する観点から、被災者が飼養するペットを適切に取り扱うようにするもの。（ペットを同行して避難する方は確実に多数存在するので、こうした避難者の安全な避難場所の確保等に十分に留意する。） ✓ また、飼い主に同行避難を推奨しているのは、①動物愛護の観点（被災者の心のケアの観点を含む。）だけでなく、②動物による人の生命・身体・財産への被害や生活環境保全上の支障の発生防止の観点から行われるべきものであることに留意。 ✓ なお、大規模災害時には、数多くの対策が求められるため、通常時には行政機関が行っていた動物の保護対策が、大規模災害時には講じられないことが起こりえることに留意。	➤ ペット救護対策は、①発災から避難所の間と②避難所から仮設住宅の間の大きく二つに分けられる。①ではペットの一時預かり等による被災者の救護というかたちになる。②では基本飼い主責任による飼養となるが、ペットを長く預けておきたいと考える飼い主もいる。しかし、ペットにとっては必ずしもそれがいいとは限らない。 ➤ 行政の支援の意義には、<u>飼い主の自立支援</u>がある。<u>自立支援を意識した支援</u>を行うことが重要。 ➤ 災害関連死も多く、行政が全てについて直接支援することは難しい。行政は場所（スペース）を提供するぐらいが限界。<u>高齢者はペットが支え</u>になっていることもあり、そういった意味では高齢社会での支援のあり方は重要。 ➤ <u>障害のある飼い主</u>の方や高齢で入院しなければいけない方の支援も必要。 ➤ 避難所にはいろいろな方がいる中でペットを救護するというのは心苦しい時もある。飼い主や<u>飼い主の周囲の方への支援</u>であれば受け入れられやすいと思う。ガイドラインの名称も「<u>ペットの飼育者とその周囲の方たちのための</u>」という意味の名称に変更すれば、理解を得られやすいのではないか。	【総説 Ⅲ 基本的考え方（新設）に記載】 （２） 自治体等が行う災害時のペット救護対策の意義 災害時に行政機関が担う役割は、一義的には被災者の救護の取組となる。このため、被災者が飼養するペットの救護には手が回らない事態となることも多い。行政機関が行うペットの救護対策は、被災者を救護する観点から、被災者がペットを適切に飼養できるよう支援するものである。また、こうした支援を行う際には、飼い主の自立支援を意識した取組を行うことが必要である。なお、ペットの救護対策には、①発災から避難所での避難生活の間と②避難所を出た後の仮設住宅での生活の段階に大きく二つに分けられる。このうち、①では、ペットの一時預かりや避難所での飼養環境の整備などを通じての飼養の支援となる。一方、②では、基本的に飼い主責任による飼養となるが、預かりなどのニーズがある場合もある。 また、大規模災害時には、避難所の運営など数多くの対策が求められ、人員を要するため、自治体が、通常時には行っていた動物の保護対策が講じられなくなることが起こりえることに留意する必要がある。 現地動物救護本部は、自治体と獣医師会などが組織する組織であるが、発災直後から、自治体よりも円滑な支援を行うことも可能となる。円滑な被災者支援を行うためには、あらかじめ、災害発生時の活動のあり方について関係機関・団体間で定めておくことが重要である。

✓ ガイドラインの名称について変更を検討する必要がある。災害を乗り越えて飼い主がペットを飼い続けられるようにするための、災害時におけるペットの適正飼養の支援に関するガイドラインとしての性格を有する		【ガイドラインの名称変更については別途検討】
3 広域支援の考え方と受援体制の考え方 ✓ 現行のガイドラインは東日本大震災の経験を踏まえて作成しているが、県庁等の行政機関や県獣医師会等が機能できることを前提としている。熊本地震は県庁所在地の直下で発生し、行政機関の中核や獣医師会等も被災するに至った。 ✓ 自治体や獣医師会等の中核が被災した場合、円滑な被災者支援（被災ペット救護対策）を実施するためには、自治体を越えた広域での支援が必要。また、自治体は自らが被災地となった場合を想定した受援のあり方についての準備を進めていくことが必要。 ✓ また、支援組織の多くが東京に集中していることから、首都直下型地震の対応について検討していくことも重要。	➤ プッシュ型支援は混乱した被災地の行政にとってありがたい反面、<u>受援体制が整っていない中では迷惑</u>となってしまう面もあった。行政として受援体制を整え、今後の災害に備えていきたい。 ➤ 徳島県では関西広域連合に加盟しているが、メインは人の支援になる。<u>自治体としてペットを含めた広域の訓練を行うようにガイドラインに加えてほしい。</u> ➤ 被災地では支援活動を<u>マネージメントできる人間が必要</u>になるが、被災地の人間がそれをやるのは難しい。広域支援により<u>被災していない人間が現地に入りマネージメント</u>できるようにすることが大切。現地の行政はそのための旗を立てるだけでよい。 ➤ 阪神大震災の時は、<u>県、市は人への対策で手一杯だった。獣医師会が動物救護活動を行ったが</u>、「人が被災しているのにペットの救護なんて何事だ」という意見があった。<u>行政が表に立ってペット救護を行っていくのは難しい面もある。</u>ペット災害対策推進協会（以下、「災対協」という。）や獣医師会が救護本部の立ち上げに積極的に関わっていくことが必要と考える。 ➤ 関東でも関東甲信越ブロックにおける、ブロックごとの広域支援の連携を検討している。 ➤ 人の場合は、DMAT、JMAT のように<u>支援団体が明確</u>になっているが、ペットはそれが無い。さまざまな団体が集まってきた時に行政は「どこ」に「なに」をお願いするか。信頼できる団体をきちんと精査しておく必要がある。団体間のネットワークがどこにつながってどうなっているのかなどを把握しておく必要がある。 ➤ 環境省の災害対策では、ゴミ処理の分野ではネットワークが出来ている。ペットの分野でもこのような広域ネットワークを広げていけるとよい。また、熊本地震では受援体制が整っていなかったため、行政の方がボランティア対応にかかり切りになる場合があった。 ➤ 避難所での秩序を保つためにも受援体制を整えていくことは大切。支援には、①<u>動物の治療</u>、②<u>場所の提供</u>、③<u>物資や飼い主と動物と一緒に</u>いられるための支援があり、それぞれ何をどこがやるのか、分析していくことが必要。 ➤ ペットのことで相談に来る人は、実はペットの話はきっかけで、他の色々な不安を聞いて欲しい人が多い。みんな様々な不安をかかえているので心の支援が必要。行政はコーディネーターであり、現場に入る	【総説 Ⅲ 基本的考え方（新設）に記載】 （３） 多様な主体の連携と協働 あらかじめ災害への備えをしていた場合であっても、県庁所在地の直下での発生などの場合には、自治体や地元獣医師会も被災し、現地動物救護本部の活動を速やかに行えないケースもありえる。このため、広域の自治体等の間において、災害時のペット救護対策の連携のあり方についてあらかじめ検討を行い、万一の発生時に、広域的な支援が行えるよう定期的に訓練を行うなど準備しておくことが重要である。また、そうした広域の支援を円滑に機能させるためには、各自治体等において、あらかじめ、受援のあり方を検討し、速やかな支援の受け入れが可能になるような条件整備が望ましい。 また、災害発生時には、数多くの支援団体が被災地に入るが、人間の救護の場合と異なり、ペットの場合は支援団体が明確にはなっていない。また、現地での活動をより効果的なものとするためには、被災地において、活動をコーディネートできる機能が必要であり、そうしたコーディネートのあり方についても検討していく必要がある。 【検討事項Ａ】 災害時の広域支援に関して、自治体等における応援・受援本部の設置、応援・受援計画の策定、研修や図上訓練等の平時からの取組を、ペットの分野に関してどのように進めていくのか

	人たちを管理していくのが仕事で、現地で動ける人たちのネットワークが必要。	
4 避難の考え方と同行避難、同伴避難の言葉の整理 ✓ 「避難」とは、難を避けることであり、避難所に行くだけでなく、自宅内でより安全な部屋に留まることや、避難所以外の安全な場所に移ることも含まれる。ペットと飼い主が同じ場所に居るときに発災した場合には、飼い主はペットと共に避難することが重要。 ✓ 平成26年4月の改正災害対策基本法の施行により、まず命を守るために緊急に避難する「指定緊急避難場所」と自宅等で居住できなくなった場合に利用する「指定避難所」という考え方が導入された。 ✓ また、首都直下型地震等を想定した場合、東京特別区等においては、在宅避難を推奨しており、一律に避難所への避難（移動）を推進することが適切とは言えない。災害の態様に応じての判断が必要。 ✓ 自治体は避難方法の選択肢を示す必要があり、それを飼い主が判断することになる。また、避難の形態により、自治体が出来ること（公助）、出来ないことの整理が必要。 ✓ 同行避難とは、まず指定緊急避難場所等の安全な場所までペットを連れて避難（移動）することであり、同伴避難とは、その後、避難所等の中でペットを連れて避難生活を送ることと整理できる。 ※現行ガイドラインでの「同行避難」の定義 災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではない。 ※同伴避難については、避難所敷地内で飼い主とペットがともに避難生活を送ること（ペットの面倒は飼い主が自らみること）を指していると考えられるが、同室で同居できるか否かについては明確でない。現実には、感染症対策や公衆衛生の観点から同室で同居できないケースが多いので、適切な呼称や定義について検討することが必要。 ✓ 災害時に飼い主が外出していてペットの近くにい	➤ 危機管理では問題を無くすか、小さくすることが重要。首都直下地震では在宅避難がよいが、一方、南海トラフ地震ではペットと共に津波の届かない高台まで避難しなければならない。<u>地域によって避難の仕方には違い</u>があり、そのことを啓発する必要がある。すぐに同行避難すればいいということではない。<u>飼い主は動物を飼うからには覚悟が</u>いると考えるべきである。 ➤ 言葉の定義は重要と考える。熊本でも言葉の解釈がいろいろ異なり、同行避難は（建物の？）中まで一緒に入れるとの理解が多かった。「同伴避難」については居室の中に入れるか否かについても定義づけをして欲しい。 ➤ <u>言葉の整理を住民に理解してもらうのは大切</u>。そこから自助の考えを意識していってもらいたい。 ➤ 避難者は感情的になる方が多かった。現地ではそのような方に言葉の定義を説明しても意味がない。「同行避難」という言葉自体を使わない方がよいと考える。 ➤ 避難してきた段階で避難者はそこでの居場所が決まってしまう。後からペットを移動させて欲しいと言ってもなかなか理解してもらえない。<u>住民の中のキーマンとなる方が最初から「ペットはここのスペース」と言えるような動きができればいい</u>と考える。 ➤ <u>自助は災害が起きても在宅でいられることが理想</u>である。仕組みの中に入れておけばよいだけで、「同行」、「同伴」という言葉は抜いた方がよいと考える。 ➤ 徳島では津波対策が重要になっており、「同行避難」＝「まずは一緒に逃げる」というのがわかりやすく、高齢者の方にも受け入れられやすい重要な言葉となっている。 ）同行避難は津波では有効 ➤ 獣医師会でも「同行避難」という用語は使っており、市民権を得ている言葉だと思われるため、これを覆すのは難しい。ただ、<u>権利の盾になることについては、なんとかしなくてはならない</u>。 ➤ 「同行避難」という言葉の定義で混乱があるのは事実。言葉だけが一人歩きしないようにしなければならない。<u>権利だけでなく、義務もある</u>。何かキーワードとなる言葉があった方が対策を考える上ではわかりやすい場合もある。「同居」や「すみ分け」といった言葉も含め、キーワードがあってもいい。避難所内での同居を主張する方は言葉のあるなしに関係なく主張してくるため、<u>どういう考え方を持って避難所運営をするかが重要</u>になる。東京都では「二段階避難」という考え方があり、いろんなパターンで避難生活が始まる。 住み分け避難、分離避難という呼称 ➤ 内閣府では「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」	【総説 II 基本的考え方（新設）に記載】 （総論 III 災害時のペット救護対策に関する基本的考え方 （1）に記載済み。 （以下、抜粋） 災害発生時に、飼い主がペットを守るための一歩は、同行避難の徹底である。より安全を確保できる場所への避難を行う際には、同行避難を行うことが重要である。（自治体によっては、在宅避難等も推奨しているところもあるので、あらかじめ、それぞれの自治体における避難のあり方を確認しておくことが必要。） 【総説の用語解説に記載】 同行避難と同伴避難の意味の違いを用語解説に記載。 ○同行避難 災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではない。 なお、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府）では、「同伴避難」という用語が用いられている。同行避難が、ペットとともに安全な場所まで避難する行為であるのに対して、「同伴避難」は、被災者が避難所においてペットを飼養管理することを指す。 【検討事項B】 同行避難と同伴避難という言葉の定義を明確化するだけで、避難所での動物の取扱いをめぐるトラブルは解消可能か。より効果的な手立ては他に何かあるか。 ・避難所運営でのペットの取扱いに関する基本的考え方の整理 ・「住み分け避難」、「同居避難」といった新しい語の提案

なかった場合の対応について検討し、準備しておくことが必要。（ご近所の方に不在の際のペットの救護を依頼しておくこと等は可能か）	があり、必ずしも在宅にとどまることを言っているのではなく、災害の状況によっては避難所へ避難することも示している。また、内閣府では避難後のペット飼養について「飼育」という言葉を使用している。	
【飼い主の事前の準備】		
5 同行避難を想定した、日頃からの飼い主による適正飼養の徹底 ✓ 日頃からの適正飼養が、災害時の対策にとって重要であることをガイドライン等で強調しているが、徹底されていない。狂犬病予防法関係、各種予防接種、のみダニ駆除、クレートトレーニング等に加え、そもそも家族で同行避難が可能な飼育頭数に抑える等の適正飼養を飼い主に広く浸透させていくことが重要。 ✓ 東日本大震災の経験から、「災害時は自助が8割」という意見がある。このような心構えを飼い主に普及させることが必要。	➤ 市町村職員は住民に一番近いため、その役割は大きい。都道府県と市町村職員が密に連絡を取るようにすることが大切。現状では避難所運営マニュアルの内容を市町村に下ろしていけていない。<u>都道府県が推進役だという記載</u>をガイドラインにお願いしたい。 ➤ 東京都では事例を集めたものを共有している。災害があった際にきちんとペットの面倒が見られるか、きちんと普及啓発していく必要がある。 ➤ 東日本大震災の経験から、同伴避難が一番よいと考える。大事なものは地域に受け入れてもらうこと。そのためにも日頃からの適正飼養が重要になる。 ➤ 適正飼養のアドバイスができるので獣医師会を活用してほしい。 ➤ <u>避難所の中でのルール</u>が明確になっていないと適正飼養が定着しない。ルールを守らない場合の罰則も含めた避難所のルールを設定することが必要と考える。 ➤ 災害の種類によって避難所運営も異なる。動物もストレスを抱える中で日頃とは異なる行動をとる場合がある。一律にルールで縛るのではなく、さまざまな事例を挙げていくことが大切である。事例紹介のDVD等が環境省でできたらよいが。 ➤ 咬傷事故は、ペットが好きな人が触ろうとして近づくなどして、他人のペットとの間でトラブルを起こすケースが多い。避難所運営の中でどのようにペットを扱うか、<u>ルール作りは必要</u>と思う。	【総説にある飼い主の啓発の記述を修正予定（以下は現在版の文）】 平常時から飼い主による適正飼養を推進することが、発災時の同行避難を推進する。そのために都道府県は率先して直接に、または市町村と協力して飼い主に適正飼養を普及する必要がある。 避難が必要となる災害が発生した際に、<u>飼い主がペットと同行避難することを原則とした場合、個々の飼い主が平時に果たすべき責任は、災害に備えたペット用の備蓄品の確保、避難ルートの確認等の準備をしておくことはもちろんのこと、「ペットが社会の一員としての適性を備えているか」を確認し、同行避難するために必要な「しつけや健康管理」を行うことである。</u> 指定緊急避難場所や指定避難所では、ペットの世話やフードの確保、飼育場所の管理は原則、飼い主の責任のもとで行うことになる。大勢の人が共同生活を送る指定避難所や仮設住宅（復興住宅等を含む。以下、「仮設住宅」とする。）では、<u>ペットを原因としたトラブルが生じないように、ペットを連れていない避難者等の他者への配慮やペット自身のストレスの軽減など、飼い主には普段以上に様々な配慮が求められる。</u> つまり災害時には、平常時以上に飼い主に多くの責任が求められることから、自治体等はペットの飼い主を含めた住民に対し、飼い主が平常時から備えるべき対策や、災害時にはペットを連れた被災者も避難してくることなどについて、必要な情報の提供や現実として生じる状態を啓発する必要がある。 【本編の飼い主に関する事項にも記述予定】 【検討事項C】 避難所の中でのルールづくりは必要か。ルールが明確でないと適正飼養がなされない可能性がある一方で、災害時には動物もストレスを抱えて日頃とは異なる行動をとってしまう場合もある。一律のルールづくりは有効なのか。作るとすれば、どのようなルールが望ましいのか。
6 飼養形態別の避難先での飼養方法（室内飼い、外飼いなど飼養形態に応じた飼養方法） ✓ ガイドラインは、室内飼いの小型犬や猫には適しているが、外飼いの大型の番犬等については、避難先での飼養方法が異なる場合が見られる（応急仮設住宅で飼育する場合は室内飼いが原則のケースが多いが、室内犬と外飼いの番犬では飼育の容易さが異なる。）。動物の種別や普段からの飼養形態によっ	➤ 新潟・中越地震では、仮設住宅は、<u>地域のコミュニティごとに仮設に入ったことで</u>ペットの飼養についてもうまくいったケースがある。しかし、避難所のようにコミュニティに関係なくみんなが避難してきている中ではそうはいかない。 ➤ 地域ごとで対処できるようなガイドラインをつくるべき。	【本編に以下の記述を記載予定】 本編Ⅰ． 2．自治体・現地動物救護本部の役割：その1 （2）2）①（ア）<u>指定避難所におけるペットの飼育方法の決定</u> 指定避難所の管理者等は自治体や現地動物救護本部等と連携して、指定避難所の形態、ペットの同行避難者とペットの数、季節・気候等を考慮して、指定避難所（指定避難所敷地内）でのペットの飼育スペースや飼育方法を決定する。 飼育スペースの決定に当たっては、ペットを飼育していない避難者との動線が交わらないよう配慮することで、ペットに関する苦情やトラブルを軽減することができる。

て、避難のあり方や、避難後の飼養管理の方法は異なるのではないかと指摘されている。		本編Ⅰ． 2． 自治体・現地動物救護本部の役割：その1 （2）2）②（イ）<u>仮設住宅におけるペットの飼育方法の決定</u> 仮設住宅でのペット飼育ルールは、基本的には仮設住宅の設置・管理者が、自治体や現地動物救護本部等の助言を入れて決定するが、住民同士の話し合いで飼育方法を決める場合もある。 具体的なルール作りにあたり室内飼いのみとするか、犬の室外への係留を認めるかについては、仮設住宅の立地状況、地域での飼育状況、住民の理解等を考慮する必要がある。飼育ルールで多い事例は、「原則として室内飼い」とする方法である。限られた空間の室内で、人とペットが生活するために、室内ではケージ飼いを勧めるとよい。ただし、ケージ飼いがしにくい大型犬や元々室外飼育をしていた犬については、別途、ルールの検討や支援が必要となる場合がある。 【検討事項D】 地域ごとに対応できるガイドラインを作るとした場合、飼養形態別に具体的にどのような対応をすればよいのかの例示が必要。
7 同行避難後のペットの預かり先の確保について ✓ 同行避難した後のペットの取扱いについては、多様な選択肢があるものの、ガイドラインではそれらを明示できていない。自治体や飼い主に対して、避難後のペットの飼養方法としてどのような方式があるのかを示しておくことが重要。（災害の態様や地域の状況によって大きく異なるが、避難所での同居または別居、車中泊、ペットだけ自宅飼養、在宅避難（同居）、獣医師会等に預ける、ペットホテルや動物病院（有償）、知人・親類、民間シェルターに預ける等の選択肢が考えられる。）	➤ 避難所で 100%何も問題なく飼育することは難しいと思う。首都直下地震ではルールが守られなくなるだろう。飼育する場所がない場合の対応を示しておく必要がある。どうしても行き先がないようであれば災対協で預かるという手も考えられる。 ➤ このことは犬猫以外のペットを飼っている人にも重要になる。	【本編に以下の記述を記載予定】 本編Ⅰ． 1．（1）7）ペットの一時預け先の確保 同行避難後のペットの一時預け先について、指定避難所での飼育以外にも、親戚や友人など、複数の一時預け先も探しておくことが望ましい。 【検討事項E】 災害時にペットを飼育する場所がない場合に、一時預かりを行うことについてどう考えるか。本来であれば、飼い主の下でずっと暮らすことが基本。一方で、避難所ではペットを飼育できない場合もありえる。
【同行避難の受入れ対応等】		
8 避難所の体制整備やペット受け入れの際の避難所運営のあり方（ペットの飼養管理に関する災害支援パッケージの有効性検討） ✓ 大規模災害時に全ての避難所においてペットの受け入れ体制を整備することには困難が伴う。避難所の管理者や自治体職員数に限りがある場合、ペットの受け入れについては、外部機関・団体等からのパッケージでの支援が必要とする指摘がある一方で、	➤ 避難所ごとのオーダーメイドが必要で、一律に行えばいいということではない。避難所ごとの検討が必要になる。 ➤ パッケージ的な支援の方法を考える。	【検討事項F】 避難所ごとにオーダーメイドの支援を行う場合、どのような点に留意して検討すべきか。

課題も多いと言われる。		
9 迅速な一時預かり体制の整備（入院等によりペットの行き先を確保する必要がある場合の受け入れ体制整備等） ✓ 飼い主が緊急に入院を要する等の理由でペットの飼養を続けられない場合を想定し、震災直後からペットを無償で預かる仕組みが必要。	➤ 熊本地震ではパニック障害の方がおり、ペットがいるから避難しないと言うことがあった。 ➤ 動物病院等が無償で預かる場合には、費用弁済をどうするかが課題。民営圧迫しない支援が必要になる。 ➤ 一時的な預かりなら獣医師会が可能	【本編に以下の記述を記載予定】 本編Ⅰ． 2．自治体・現地動物救護本部の役割：その2入院等のため飼育が出来ない方へのサポート （１）平常時の備え <u>１）動物病院への協力要請</u> 負傷動物等の応急治療、一時預かりまたは動物病院を介した譲渡活動等のため、近接する地方獣医師会に対する協力の要請を検討する。 動物病院への一時預かりの協力要請は、地方獣医師会と災害時協定を交わす際に、検討しておくとうい。 施設の設備状況により必要な治療が行えない場合や、収容動物が重症の場合等では、近隣の動物病院へ搬送できるように、連携体制を検討しておく必要がある。 （２）災害発生時 <u>１）飼い主からの依頼に基づく一時預かり</u> 自治体や現地動物救護本部等は、やむを得ずペットを飼育することができない飼い主から依頼があった場合は、期間を定めて一時的に預かる。一時預かりは、動物救護施設での受け入れや、動物病院、動物愛護団体、個人ボランティア宅での預かり等、状況に応じた一時預かりとなる。 ペットを受け入れる際には個体識別措置を施し、識別マニュアルなどにより確実な個体管理を行う必要がある。また、飼い主から預かる場合には預かり期間、連絡先等を文書により明確にしておく。その際、飼い主と離れた慣れない場所での長期の生活がペットにとって多大なストレスとなることを説明し、できる限り早期に引き取るように飼い主に理解を促す。飼い主とは、こまめに連絡を取り、返還に向けた受け入れ準備の状況や引き取りの意思を確認する
10 感染症対策（特に、避難所や仮設住宅での、人畜共通感染症への注意） ✓ 人間を救護するという観点からは、避難所等での感染症対策は重要。自治体は、人畜共通感染症等の発生を予防する観点から必要な措置を講じることが必要。	➤ VMATのような所が中心になって活動してくれるといい。 ➤ 避難所では人に対してはすぐに自衛隊がきてくれる。ペットの場合はどうなのか。<u>衛生対策の一つはトリミングだが、ペットの衛生面についてもガイドラインに記載して欲しい。</u> ➤ 熊本では、人間がお風呂に入れない状況で、なぜペットがお風呂に入れるのかと、トリミング車が受け入れられなかった。<u>ガイドラインに感染症対策や衛生管理の必要性を記載してもらいたい。</u>	【本編に以下の記述を記載予定】 本編Ⅰ． 1．（１）２）ペットのしつけと健康管理 ◎災害に備えたしつけと健康管理の例 <u>犬の場合</u> ・ 狂犬病予防接種に加えて各種ワクチン接種を行う。 ・ 犬フィラリア症などの寄生虫の予防、駆除を行う。 ・ シャンプーやトリミングを行い身体を清潔に保つ。 <u>猫の場合</u> ・ 各種ワクチン接種を行う。 ・ 寄生虫の予防、駆除を行う。 本編Ⅰ． 2．自治体の役割：その1 （２）２）①指定避難所でのペット同行避難者の受け入れのための対応例

		・ 民間団体の協力によるトリミングの実施 本編Ⅰ． ２． 自治体の役割：その１ （２）２）①（カ）獣医師による健康チェック 被災したペットは体調を崩すことが多い。加えて被災住民は獣医師の診察を受けることが難しい。このため、自治体や現地動物救護本部等は、指定避難所等で獣医師による健康チェックが受けられるように配慮することが望ましい。 本編Ⅰ． ２． 自治体の役割：その１ （２）２）②（キ）獣医師による健康チェック 被災したペットは体調を崩すことが多い。しかし被災住民は獣医師の診察を受けることが難しい。このため、自治体や現地動物救護本部等は、仮設住宅でペットが獣医師による健康チェックが受けられるように配慮することが望ましい。
【官民連携による広域支援等】		
１１ 広域連携の体制づくり（受援体制の整備を含め、大災害時には確実に必要になる広域支援をどのように整備するか） ✓ ３で述べた広域支援と受援のあり方について、実際に機能させるためには、日常からの体制づくりが必要。 ✓ 災害時の広域支援に関して、自治体等における応援・受援本部の設置、応援・受援計画の策定、研修や図上訓練等の平時からの取組を、ペットの分野に関してどのように進めていくのか検討が必要。	・ 意見がなかったため、本項目は３にまとめる	【３に記載のとおり】
１２ 現地動物救護本部の立ち上げの事前決定（災害発生前から現地動物救護本部の立ち上げや活動内容を改めて定める） ✓ 現地動物救護本部は災害時のペットの救護を円滑に行う上で重要な役割を果たしうる組織。しかし、発災後に立ち上げようとした場合、自治体や獣医師会の被災状況によっては立ち上げまで時間を要する。あらかじめ、災害の発生を想定した自動立ち上げの取り決めや、常設化等が重要。 ✓ 被災地での立ち上げが困難な場合、隣接する他自治体による本部支援体制も検討すべきという指摘がある。	➤ 災対協の役割を明確にするとともにペット救護本部の活動の方向性を示すことも重要だと考える。 ➤ 救護本部をどのように立ち上げるかは、その活動も含め、事前に決めておく必要がある。義援金の集まり方を考えると、なるべく早く立ち上げる必要がある。	【本編の記述を指摘を踏まえて改訂予定】 本編Ⅰ． ２． 自治体・現地動物救護本部の役割：その３ <u>現地動物救護本部の設置</u> （章全般のため割愛）
１３ ペット災害対策推進協会の役割について ✓ 大規模災害時に中央に民間団体を束ねる支援組織があることは重要。大規模災害時にペット災害対策	➤ 災対協では東日本大震災の時に一般の団体に対しても支援を始めたことが結果的にはあまりいい方向にならなかった。<u>災対協としてどんなことができるのかをガイドラインの中に記載してもらいたい。</u>	【総説に以下の記述を記載予定】 総説Ⅴ． ６． 一般財団法人ペット災害対策推進協議会の役割

推進協会が果たしうる役割を踏まえたガイドラインの改訂を行うことが必要。 ✓ 協会の存在を認知していない自治体もある可能性があり、普及が必要。	➤ 平時からボランティアの育成を担うのも災対協の役割であると考えている。	（一財）ペット災害対策推進協会は、（公財）日本動物愛護協会、（公社）日本動物福祉協会、（公社）日本愛玩動物協会、（公社）日本獣医師会の4団体で構成されていた「緊急災害時動物救援本部」の事業及び資産を引き継いで、災害時におけるペットの救護支援のみならず、ペットとの同行避難の普及啓発、災害時における救護ボランティアの育成と研修、全国各地における災害対策用資材の備蓄基地の整備など、平時からの災害発生に備えた活動を目的として設置された広域組織。 特に災害発生時には、被災地の行政機関や獣医師会、現地動物救護本部等と連携を取りながら被災ペットの救援物資や資金などの提供活動を行うとともに、現地の動物救護本部等が行う被災ペット救護のための寄附金募集事務の代行等を行う。 ◆ （一財）ペット災害対策推進協会が行う活動内容の例 <u>災害時</u> ・ 被災地の都道府県等から、被災状況、動物救護に係る必要な支援等に関する情報を収集 ・ ボランティアを募集し、現地動物救護本部等とボランティアの派遣を調整 ・ ペット用品等の救援物資を募集し、被災地の自治体や現地動物救護本部、地方獣医師会等へ配布 ・ 義援金を募集し、被災地の自治体や現地動物救護本部、地方獣医師会等へ配分し供与 ・ 避難所や動物救護施設等におけるペットの飼育管理等に関する助言
1 4 対策費用の財源確保（関係機関・団体間での費用の負担のあり方） ✓ 避難所や仮設住宅での対応その他、ペットの対策で要した費用の負担のあり方をあらかじめ整理しておくことが必要。ペットは個人の責任で飼養しているものであるため、費用について公的支援には限界がある。	➤ VMAT などの獣医師チームの派遣費用や事故の際の補償 ➤ 自治体は募金活動がしにくい。<u>現地救護本部を立ち上げることで、募金を使いやすくなる</u>ということを周知する必要がある。	【本編に以下の記述を記載予定】 本編Ⅰ． 2．自治体の役割：その3（1）1）<u>⑥義援金の募集</u> 動物救護活動に必要な資金は、主に義援金を活用する場合が多いことから、自治体や現地動物救護本部等は義援金の募集方法等を検討し、寄付者にわかり易い表現で使用目的を提示して募集することが望ましい。 本編Ⅰ． 2．自治体の役割：その3（2）1）<u>⑦義援金の募集</u> 自治体や現地動物救護本部等は、災害の規模や被災状況、動物の被災状況等を考慮して、活動開始後に必要に応じて義援金の募集を開始する。集まった義援金は適切に管理し、必要な支援に活用する。義援金の使途は、必ず、ウェブサイト等で公表する。
【その他】		
1 5 ボランティア（愛護団体）の行動範囲 ✓ 災害時に被災地で活動を行うボランティア組織の活動について一定のルール（行動規範）の整備が必要。また、これらのボランティア活動を地域でコーディネートし、指揮監督する地元組織も必要。	➤ 徳島県では行政の施設の中にボランティアの養成スペースを設けた。災害時に役立つ<u>ボランティアの養成</u>を行っていきたい。 ➤ ボランティアが役立つのは確かだが、この期間、この場所ではこの<u>ルールに従って活動</u>を行うようにと整備できればよりよいボランティア活動ができると考える。 ➤ ある程度の技能を持つボランティアについて、人材バンクのような制度があるといいのではないか。 ➤ ガイドラインの記載では「災害時の活動に賛同してくれる団体」という表現がいいかもしれない。	【本編に以下の記述を記載予定】 本編Ⅰ． 2．自治体の役割：その1（2）2）①（オ）ボランティアの受け入れ、配置、役割分担 自治体や現地動物救護本部等が、指定避難所での支援にボランティアの協力を求める場合は、一般ボランティアと専門ボランティアについて受付窓口を設置し、それぞれの役割とその活動内容、行動規範を明確にした上で募集し、ボランティアの配置と役割を指示する。 本編Ⅰ． 2．自治体の役割：その1（2）2）②（カ）ボランティアの受け入れ、配置、役割

	➤ 熊本地震では地域の動物愛護推進員の活躍があった。地域に即した支援は日頃からの活動が重要になる。 ➤ 人の場合は社会福祉協議会が窓口となるが、ペット（動物）に関する場合は災対協が窓口になってもいいのではないか。	分担 仮設住宅での支援にボランティアの協力を求める場合は、一般ボランティアと専門ボランティアについて受付窓口を設置し、それぞれの役割とその活動内容、行動規範を明確にした上で募集し、ボランティアの配置と役割を指示する。 本編Ⅰ． 2．自治体の役割：その3（1）1）⑤ボランティアの募集 動物救護活動を円滑に行うためには、現地動物救護本部等を始め関係機関や団体の協力以外にボランティアの応援が必要となる。そのため、現地動物救護本部等は、自治体や自らが行う救護活動の内容を十分に把握し、ボランティアへの協力依頼方法や活用方法をあらかじめ検討しておく。 本編Ⅰ． 2．自治体の役割：その3（2）1）⑤避難所への獣医師、ボランティア等の派遣協力要請 自治体や現地動物救護本部等は、被災動物の治療が必要な場合、地方獣医師会に獣医師の派遣を要請する。避難所の数や被災動物が多い場合には、その他の構成団体等にボランティア派遣の協力を要請する。 なお協力の要請に当たっては、あらかじめ被災地周辺の安全確認、人員体制、活動内容、持参物資リスト等を把握する。 本編Ⅰ． 2．自治体の役割：その3（2）1）⑥ボランティアの募集 独自にボランティアの登録制度を設けている場合に、自治体や現地動物救護本部等は、登録リストを基に登録者に協力を要請する。 ボランティアを募集する場合は、協力が必要な活動内容、必要な人材とその人数、活動場所や期間等を整理して、募集を開始する。 動物愛護団体等の民間団体が動物救護活動を行う場合も、可能な限り、自治体や現地動物救護本部等が募集するボランティアに登録するよう、呼びかける。 【検討事項G】 災害時のペット救護対策に係るボランティア活動について、うまく連携し、より大きな効果をあげる観点からも、何らかのルールやガイドラインは必要か。また、ボランティア活動受け入れのコーディネート体制はどのように整備すべきか。
16 特定動物を含む犬猫以外の動物への災害時対応 ✓ 現行のガイドラインは犬猫が対象だが、犬猫以外で飼養されている動物の災害時対応について、飼い主の自己責任の下で、明確な対応方針を定めていくことが必要。 ✓ 特定動物（危険動物）について、大規模災害時の逸走対策や万一の逸走時の事後措置について、より詳	➤ 人を守るという中で、ペット（動物）が害を加えるといった場合に行政がどう対応するかについてもガイドラインに記載すべきと考える。 ➤ 特定動物については、飼養が許可制になっているなど飼養管理についての決まりがあるためガイドラインからは引き離して考えて行きたい。	【特定動物は本ガイドラインの対象外。別途検討。】

細な検討が必要。		
1 7 多頭飼育等、普段からの不適切な飼養者への働きかけ ✓ 多頭飼育問題は各地の自治体が抱える大きな問題となってきたが、大規模災害時には多頭飼育者とペットの取扱いが大きな課題となりうる。大規模災害が発生した際、飼い主が対応しきれないような多頭飼育状態は、平常時から解消するようにしておくことが重要。	➤ ペット飼養で<u>個体識別の徹底</u>がなされていなければ救護が遅れる旨をガイドラインにも記載すべき。 ➤ 個体識別ということ言えばマイクロチップの推進をしていくことが重要。ただし、<u>マイクロチップと鑑札登録の一元化</u>が必要。	【本編に以下の記述を記載予定】 本編Ⅰ. 1. (1) 7) ペットの一時預け先の確保 ■ 多頭飼育について 多くのペットを飼育する場合は、避難用品や備蓄品の数量も頭数に応じて多くなる。また、飼い主自身が同行避難できる頭数にも限りがあるため、全てのペットの安全を確保することが困難になる可能性が高い。多頭飼育にはこのようリスクがあることを飼い主は常に認識するとともに、災害時に備えた飼養管理の方法について検討すべきである。
1 8 正確な情報の積極的な提供（SNS 情報への対応） ✓ 災害発生後に救護や支援に関して様々な情報発信がなされるが、正確な情報の見極めが肝要。不正確な情報に基づく問い合わせ等が被災地の行政機関に殺到した場合には、救護対策の遅れをもたらすおそれもある。正確な情報の積極的提供が課題。 ✓ 一方で、ペットを連れて避難生活を送り飼い主がどこに相談すれば良いのか分からないともされる。相談窓口の整備と公表・周知が課題。	➤ <u>情報を一元化して出せる場所</u>があるといい。災対協がそうなることが望ましい。	【本編に以下の記述を記載予定】 本編Ⅰ. 2. 自治体の役割：その1 (2) 2) ①(ウ) 動物相談窓口の設置と運営 自治体や現地動物救護本部等は、指定避難所を巡回する以外に、被災動物に関する支援を行う相談窓口を設置するのが望ましい。その場合は、避難住民が支援を求める際の連絡先や支援内容を指定避難所等に掲示する。相談窓口は、指定避難所内に短期間設置してもよい。 ◆ 動物相談窓口での対応例 ・ ペット飼育用品等の救援物資の配布 ・ ペットの飼育方法、衛生管理方法等に関する助言 ・ 治療等が必要なペットへの対応 ・ ワクチン接種、健康管理等の実施 ・ 行方不明動物の届出受付、行方不明動物の情報収集と情報提供 本編Ⅰ. 2. 自治体の役割：その3 (2) 1) ⑧ 避難所や仮設住宅におけるペットの飼育状況や必要な支援等の情報収集 それぞれの指定避難所や仮設住宅で、どの様な支援が求められているのか、正確な情報を収集する。必要とされる支援は、災害発生からの時間の経過に伴い変化することから、必要な時期に必要な支援が行えるよう、情報の伝達体制を整える。 本編Ⅰ. 2. 自治体の役割：その3 (2) 1) ⑨指定避難所や仮設住宅におけるペット問題の受付窓口の設置 ペットに関連する問題等を問い合わせる受付窓口を設置し、飼い主や避難所の管理者に周知する。現地での対応が困難ならば、広域支援での対応を依頼する。 【検討事項H】 一元的な情報発信の機能はどこが担うべきか。特に対外的な情報発信をどのように行っていくべきか。
1 9 災害時にすぐに利用できる簡潔な応急対策マニュアル（スターターキット）の整備	➤ スターターキットに代わるものを使って運用面でカバーすることも重要。	【検討事項I】

✓ 災害発生時に各主体がとるべき初動の措置について、誰が担当しても機械的に準備が整えられるようなスターターキットを整備する。		スターターキット、又はスターターキットに代わるものの具体的な例は何か。
---	--	--